厚生労働省発表平成19年9月14日

(問い合わせ先) 雇用均等・児童家庭局保育課

> 課長補佐 堀内 宏秋(内7923) 課長補佐 原田真紀子(内7924) 運営費係長 宮澤 武憲(内7929) 企画法令係長 乃村 久代(内7920)

保育所保育料の徴収状況に関する調査の結果について(訂正後)

〇調査対象

都道府県、指定都市及び中核市を通じ回答を得た1,808市区町村における平成18年度の保育所保育料の徴収状況(平成19年3月末現在の市区町村数 1,827市区町村) ※未回答自治体3、保育所が存在しない自治体16あり

〇調査実施期間

平成19年6月~7月

1. 保育料の徴収状況

人数				保護者負担額			
保護者数① 滞納者数② 割合 ②/①			保護者負担総額③	滞納額④	割合	4/3	
人	人		%	億円	億円		%
1,976,087	85,120		4.3%	4,819.7	83.7		1.7%

[※]人数、保護者負担額について一部不明の自治体あり

※人数について保護者数で計上することを原則としている。ただし、自治体によっては保護者数で把握できない場合には児童数で計上している場合がある。

2. 保育料の収納方法(複数回答)

区分	実施市区町村数				
現金収納(納付書による納付)	市役所等の窓口	1,537			
	公営保育所	593			
	私営保育所	244			
	金融機関	1,571			
	その他	203			
口座振	1,574				
その他	71				

3. 保育料滞納額の傾向及びその主な原因

(1)過去5カ年の滞納額の割合の傾向

区分	市区町村数
増加した	1,019
減少した	545

(2)滞納が増加した主な原因(単独回答)

〈(1)で「増加した」を選択した自治体〉

区分	市区町村数	割合
保護者の責任感・規範意識の問題	672	65.9%
保護者の収入減少	198	19.4%
その他	149	14.6%

※その他の例

- ・入所児童が増加したためそれに伴い滞納も増加した
- ・現金徴収から口座振替への変更による保育料支払い義務の意識の薄れ
- ・失業、離婚等による収入減、責任感・規範意識の低下といった複数の要因
- ・滞納初期段階での対応等の取り組み不足や毎月の督促を行っていない 等

4. 保育料滞納者に対して行った対応とその効果(複数回答)

(単位:市区町村数)

	対応	効果	割合	
	支払方法変更(現金→口座振替)	554	396	71.5%
相談	支払方法変更(分割納付)	1,372	1,196	87.2%
	階層認定変更の相談	283	218	77.0%
	電話による呼びかけ	1,449	1,173	81.0%
	文書による呼びかけ	1,492	1,041	69.8%
 納付の勧奨	窓口への呼び出し	1,057	905	85.6%
がりの動光	公営保育所からの呼びかけ	996	891	89.5%
	家庭訪問による呼びかけ	1,136	995	87.6%
	職場訪問による呼びかけ	124	107	86.3%
滞納処分等 (法的措置)	督促状の送付	1,568	1,268	80.9%
	財産調査	115	86	74.8%
	差押等	76	72	94.7%
その他		200	168	84.0%

- ・送迎時間に担当職員が保育所へ出向き保護者と面談
- ・連帯保証人を付ける
- ・私営保育所への保育料収納事務の委託
- ・児童手当等の支給を保護者の同意を得て窓口化し、手当等支給時に保育料の支払相談を実施
- 入所受付時に納付誓約書の提出を依頼
- ・税金等の重複滞納者に対し、徴税担当部局と連携し徴収業務を実施
- ・滞納金を回収する専属の課を設置 等

5. 滞納処分等実施件数

(単位:件)

	件数	
滞納処分等件数 (法的措置)	督促状の送付	799,408
	財産調査	4,190
	差押等	634

6. 納付の勧奨についての民間委託状況及びその効果

(単位:市区町村数)

区分	委託	効果	
私営保育所	125	113	
それ以外の民間事業者	3	3	

7. その他(地方自治体からの要望等)

- ・滞納を理由とした退所(登所停止)を認めてほしい
- ・保育料の徴収事務(滞納処分)を民間に委託できるようにしてほしい
- ・最近は、新聞等により、他の保護者も払っていない、5年で時効になる、滞納しても退所させられないといった報道があり、滞納の増加に繋がっている
 - ・徴税業務の経験のない職員が徴収業務を行っているので滞納処分等の研修をやってほしい

保育料徵収状況(都道府県・指定都市・中核市別内訳)(訂正後)

〔平成18年度〕

		人数			保護者負担額	[平成18年度]
 	/D =# ** *b 1		中人 ② /①	归类老色也 纷短②		刺入 (4) (2)
	保護者数①	滞納者数②	割合 ②/①	保護者負担総額③	滞納額④	割合 ④/③
4 Jl 1/2 1/4 1/4	- 人	人	%		億円	%
1北海道	40,123	2,392	6.0%		2.8	3.4%
2青森県	26,777	1,201	4.5%		1.3	2.4%
3 岩 手 県	25,884	1,368	5.3%		1.5	2.6%
4宮城県	14,848	777	5.2%		0.7	2.0%
5秋田県	15,950	429	2.7%		0.3	1.3%
6山形県	17,512	751	4.3%		0.8	1.6%
7福島県	16,844	745	4.4%		0.7	1.7%
8 茨 城 県	56,011	2,206	3.9%		2.1	2.0%
9栃木県	21,472	799	3.7%		0.6	1.2%
10 群 馬 県	41,152	1,104	2.7%		0.8	0.8%
11 埼 玉 県	64,279	3,462	5.4%		3.0	2.0%
12 千 葉 県	75,757	2,454	3.2%		2.4	1.8%
13 東 京 都	152,819	7,051	4.6%		4.7	1.4%
14 神奈川県	27,915	1,401	5.0%		1.4	1.9%
15 新 潟 県	35,344	1,047	3.0%		1.1	1.2%
16 富 山 県	19,905	172	0.9%		0.1	0.3%
17 石 川 県	35,225	340	1.0%		0.3	0.4%
18 福 井 県	21,746	364	1.7%		0.2	0.4%
19 山 梨 県	44,756	1,394	3.1%		0.7	1.4%
20 長 野 県	45,041	1,155	2.6%		1.0	0.8%
21 岐 阜 県	34,756	884	2.5%		0.7	0.8%
22 静 岡 県	27,074	1,111	4.1%		1.1	1.4%
23 愛 知 県	76,055	1,363	1.8%		0.9	0.6%
24 三 重 県	37,144	1,371	3.7%		1.1	1.2%
25 滋 賀 県	40,189	835	2.1%		0.8	1.2%
26 京 都 府	20,414	996	4.9%		1.0	1.7%
27 大 阪 府	61,857	4,128	6.7%		4.0	2.7%
28 兵 庫 県	47,212	2,028	4.3%		2.2	1.7%
29 奈 良 県	8,600	372	4.3%		0.3	1.9%
30 和歌山県	12,886	458	3.6%		0.4	1.4%
31 鳥 取 県	14,209	568	4.0%		0.5	1.5%
32 島 根 県	16,839	740	4.4%		0.6	1.3%
33 岡 山 県	14,412	499	3.5%		0.5	1.3%
34 広 島 県	23,244	1,044	4.5%		1.1	1.8%
35 山 口 県	19,180	649	3.4%		0.6	1.3%
36 徳 島 県	13,143	298	2.3%		0.3	0.7%
37 香 川 県	11,168	132	1.2%		0.1	0.4%
38 愛 媛 県	15,598	572	3.7%		0.5	1.1%
39 高 知 県	10,866	464	4.3%		0.4	1.4%
40 福 岡 県	50,244	3,040	6.1%		3.3	2.6%
41 佐 賀 県	18,205	1,258	6.9%		1.4	3.0%
42 長 崎 県	23,142	1,451	6.3%		1.4	2.6%
43 熊 本 県	36,066	1,358	3.8%		1.0	1.6%
44 大 分 県	14,092	649	4.6%		0.7	2.3%
45 宮 崎 県	17,148	1,333	7.8%		1.1	2.9%
46 鹿児島県	22,370	1,272	5.7%		1.1	2.1%
47 沖 縄 県	26,389	1,229	4.7%		0.7	1.3%
小 計	1,511,862	60,714	4.0%	3,451.7	54.9	1.6%

		 人数			 保護者負担額	
T	保護者数①	滞納者数②	割合 ②/①	保護者負担総額③	滞納額④	割合 4/3
48 札 幌 市	16,716	1,155	6.9%	35.3	1.0	2.9%
49 仙 台 市	9,922	543	5.5%	28.6	0.6	2.2%
50 さいたま市	9,172	503	5.5%	29.2	0.6	2.1%
51 千 葉 市	9,137	564	6.2%	27.9	0.8	2.8%
52 川 崎 市	10,220	648	6.3%	38.1	0.6	1.6%
53 横 浜 市	未回答	未回答	_	96.4	2.2	2.3%
54 新 潟 市	15,302	658	4.3%	47.5	0.7	1.5%
55 静 岡 市	9,918	535	5.4%	27.0	0.5	1.9%
56 浜 松 市	7,406	145	2.0%	24.1	0.1	0.5%
57 名古屋市	25,683	591	2.3%	66.7	0.2	0.4%
58 京 都 市	26,797	1,999	7.5%	58.1	1.4	2.4%
59 大 阪 市	43,360	3,876	8.9%	78.8	4.1	5.2%
60 堺 市	9,971	627	6.3%	25.8	0.7	2.9%
61 神 戸 市	未回答	未回答		45.3	1.4	3.0%
62 広 島 市	18,228	860	4.7%	49.2	1.1	2.3%
63 北九州市	14,480	717	5.0%	37.3	0.6	1.6%
64 福 岡 市	20,065	1,252	6.2%	52.7	1.2	2.3%
小 計	246,377	14,673	6.0%	768.1	18.0	2.3%
65 函 館 市	3,602	389	10.8%	7.3	0.6	8.8%
66 旭 川 市	4,009	418	10.4%	7.4	0.4	5.7%
67 青 森 市	6,042	384	6.4%	14.3	0.4	3.0%
68 秋 田 市	未回答	未回答	-	8.6	0.2	1.9%
69 郡 山 市	2,859	87	3.0%	8.2	0.1	0.8%
70 いわき市	4,447	279	6.3%	13.2	0.3	2.3%
71 宇都宮市	5,721	327	5.7%	15.7	0.4	2.5%
72 川 越 市	2,762	18	0.7%	6.0	0.0	0.3%
73 船 橋 市	5,928	286	4.8%	18.7	0.4	1.9%
74 横須賀市	3,362	297	8.8%	9.7	0.4	3.9%
75 相模原市	7,989	438	5.5%	20.1	0.4	2.2%
76 富 山 市	8,017	150	1.9%	26.8	0.1	0.5%
77 金 沢 市	11,949	111	0.9%	32.4	0.2	0.7%
78 長 野 市	7,878	300	3.8%	20.8	0.2	1.2%
79 岐 阜 市	5,733	166	2.9%	13.1	0.1	1.0%
80 豊 橋 市	7,479	301	4.0%	18.4	0.2	1.0%
81 岡 崎 市	5,968	199	3.3%	15.3	0.2	1.0%
82 豊 田 市	4,963	111	2.2%	11.6	0.1	0.6%
83 高 槻 市	3,658	203	5.5%	10.8	0.2	1.7%
84 東大阪市	6,973	728	10.4%	14.4	0.7	4.7%
85 姫 路 市	8,838	144	1.6%	23.6	0.1	0.4%
86 奈 良 市	5,523	38	0.7%	10.3	0.0	0.3%
87 和歌山市	5,604	53	0.9%	12.6	0.0	0.4%
88 岡山市	14,809	1,013	6.8%	35.5	0.9	2.6%
89 倉 敷 市	8,866	218	2.5%	27.3	0.1	0.5%
90 福 山 市	9,832	319	3.2%	29.1	0.2	0.9%
91 下 関 市	4,484 6.704	177	3.9%	10.6	0.2 0.2	1.6%
92 高 松 市 93 松 山 市	6,794 5,177	190 275	2.8% 5.3%	20.4 13.1	0.2	0.8% 2.3%
94 高 知 市	7,299	417	5.7%	22.3	0.5	2.3%
95 長 崎 市	8,095	505	6.2%	19.4	0.6	3.0%
96 熊 本 市	8,095 未回答	未回答	U.Z% —	30.3	0.0	2.5%
97 大 分 市	7,569	67	0.9%	15.0	0.7	0.5%
98 宮 崎 市	7,309	578	7.4%	19.2	0.6	3.0%
99 鹿児島市	7,731	547	7.4%	18.5	0.6	3.1%
小計	217,848	9,733	4.5%	600.0	10.8	1.8%
—						
合 計	1,976,087	85,120	4.3%	4,819.7	83.7	1.7%

注:各都道府県、指定都市、中核市の保育料は四捨五入してあるので、計と合わない場合がある